

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたため、たので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月七日

新潟県五泉市東本町二丁目八番二一号

塚野メリヤス株式会社

代表取締役 塚野 寛之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である株式会社トラストセーフコンサルティングが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月七日

中華人民共和国上海市自由貿易試験区浦東大道一一〇〇号二層A区

上海邁伊茲會計師事務所有限公司

大阪市北区梅田二丁目五番四号

日本における代表者

株式会社トラストセーフコンサル

ティング 代表取締役 山元 博文

限定承認公告

本籍新潟県佐渡市北狄一四六〇一一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 甲斐 孝一

右被相続人は令和七年十二月中旬頃死亡し、その相続人は令和八年三月十八日新潟家庭裁判所佐渡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月七日

新潟県佐渡市相川下戸村三八四一一

相続財産清算人 佐藤 智宏

限定承認公告

本籍愛知県知多市岡田字宝ノ脇三〇番地一、最後の住所愛知県知多市岡田字宝ノ脇三〇番地の一

被相続人 亡 秋田 洋悦

右被相続人は令和八年三月十四日死亡し、その相続人は令和八年四月二十一日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

限定承認公告

本籍鹿児島県薩摩川内市陽成町一〇二七番地、最後の住所愛知県刈谷市井ヶ谷町西石根一番地一〇洲原ほーむ

被相続人 亡 久米 富夫

右被相続人は令和七年十月十二日死亡し、その相続人は令和八年四月十四日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月七日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内ビル六階秋田・村山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村山 智子

令和八年五月七日

愛知県名古屋市中区錦二丁目四番三号錦パークビル二階さくら総合法律事務所

相続財産清算人秋田洋信

代理人弁護士 竹内 裕詞

限定承認公告

本籍鹿児島県薩摩川内市陽成町一〇二七番地、最後の住所愛知県刈谷市井ヶ谷町西石根一番地一〇洲原ほーむ

被相続人 亡 久米 富夫

右被相続人は令和七年十月十二日死亡し、その相続人は令和八年四月十四日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月七日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内ビル六階秋田・村山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村山 智子

合併及び吸収分割公告

左記会社のうち甲、乙、丙及び丁は合併して、甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにした(第一合併)。

また甲及び戊は、第一合併の効力発生を条件として、吸収分割して戊は甲の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

これらの合併及び吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年四月二十七日

掲載頁 三頁

(丙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年五月一日

掲載頁 三頁

(丁) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年五月一日

掲載頁 三頁

(戊) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年五月一日

掲載頁 三頁

令和八年五月七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一虎ノ門ビルズステーションタワー一九階

(甲) SDBグループ株式会社

代表取締役 伊藤 俊輝

東京都港区海岸二丁目九番一〇

(乙) ソーシャルデータバンク株式会社

代表取締役 伊藤 俊輝

神戸市中央区雲井通四丁目二番二〇

(丙) 株式会社アローリンク

代表取締役 伊藤 俊輝

大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁七六四一二

中百舌鳥ビル三階

(丁) 株式会社Maneq

代表取締役 田窪 洋士

大阪市西区北堀江一丁目一番二八号

(戊) 株式会社リモプロ

代表取締役 辻 翔太

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年五月七日

埼玉県さいたま市浦和区本太三二二六

古河産業株式会社

確定給付企業年金清算人 馬場孝一朗

債権申出の公告(第三回)

当規約型確定給付企業年金は、令和七年十月一日をもって確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第八十四条第一項の規定により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年五月七日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー二〇F

株式会社ワーナーミュージック・ジャパン

確定給付企業年金 清算人 山本 真

債権申出の公告(第三回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年三月五日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年五月七日

東京都新宿区西新宿四丁目一五番三〇

住友不動産建物サービス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人 後藤 正樹

訂正公告

令和八年四月二十三日(号外第九十五号)掲載の決算公告(枠組)中、「第5期決算公告」とあるは「第5期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月七日

東京都葛飾区西新小岩一丁目二番六号

三洋環境株式会社

代表取締役 小林 寛嗣

取消公告

令和八年二月十六日(本紙第一六四七号)掲載の合併公告を取り消します。

令和八年五月七日

沖縄県うるま市田場一七四八一

(甲) 合同会社爛々

代表社員 池原さやか

沖縄県うるま市塩屋三五七番地一

(乙) 合同会社架け橋

代表社員 新垣 明人

正誤

ページ段 行 誤 正

令和八年四月八日(号外第二十二号)公布厚生労働省令第八十一号(厚生労働省組織規則の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

一一八 改正後欄、海外協力企画、海外協力企画

改正前欄、海外協力企画、海外協力企画

改正後欄、海外協力企画、海外協力企画

改正前欄、海外協力企画、海外協力企画

改正後欄、海外協力企画、海外協力企画

改正前欄、海外協力企画、海外協力企画

改正後欄、海外協力企画、海外協力企画

改正前欄、海外協力企画、海外協力企画

改正後欄、海外協力企画、海外協力企画

改正前欄、海外協力企画、海外協力企画